

# 青森県報

号外第十六号

平成二十一年  
三月二十五日  
(水曜日)

## 目 次

### 規 則

知事の所管する条例等の規定により民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則	(情 システ 統分析 報課)	一
青森県統計調査条例施行規則	(統 計分 析報 課)	二
青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(推 政経 進室 営)	四
青森県特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則	(推 政経 進室 営)	四
青森県小規模水道規制条例施行規則の一部を改正する規則	(県 民生 活課)	四
青森県職業能力開発促進法関係手数料の徴収等に関する条例に規定する実技試験に係る技能検定試験受験手数料の額を定める規則の一部を改正する規則	(保 健衛 生課)	五
青森県職業能力開発校及び障害者職業能力開発校条例施行規則の一部を改正する規則	(開 発・ 能 力 課)	五
青森県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則	(開 発・ 能 力 課)	六
青森県農業経営負担軽減支援資金利子補給規則の一部を改正する規則	(開 発・ 能 力 課)	六
青森県駐留軍従業員等健康福祉センター規則を廃止する規則	(同)	六
青森県農業大学校規則を廃止する規則	(同)	七
青森県種畜貸付条例施行規則を廃止する規則	(畜 産課)	七
青森県種畜転貸規則を廃止する規則	(畜 産課)	七

### 訓 令

## 規 則

職員の日額旅費支給規程の一部を改正する訓令……………(人事課) ……七  
 漁ろう手当支給規程を廃止する訓令……………(同) ……八

知事の所管する条例等の規定により民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則をここに公布する。

平成二十一年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

### 青森県規則第六号

知事の所管する条例等の規定により民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則

#### (趣旨)

第一条 この規則は、別に定めのあるものを除くほか、青森県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成二十一年三月青森県条例第八号。以下「書面保存等情報通信技術利用条例」という。)第三条、第四条及び第七条の規定に基づき、知事の所管する条例等の規定により民間事業者等が行う書面の保存等を電磁的方法により行うことに関し必要な事項を定めるものとする。

第二条 この規則において使用する用語は、書面保存等情報通信技術利用条例において使用する用語の例による。

(書面保存等情報通信技術利用条例第三条第一項の規則等で定める保存)

第三条 書面保存等情報通信技術利用条例第三条第一項の規則等で定める保存は、次に掲げる条例等の規定による書面の保存とする。

一 青森県知事の所管に属する特例民法法人の監督に関する条例(平成十二年三月青森県条例第一号)第七条

二 青森県知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する条例(平成十二年三月青森県条例第二号)第十条

三 青森県浄化槽保守点検業者登録条例（昭和六十一年三月青森県条例第四号）第十四条

四 青森県地方卸売市場条例（昭和四十七年四月青森県条例第二十六号）第十九条及び第二十条

五 青森県公共下水道規則（平成三年三月青森県規則第二十号）第七条第三号

（電磁的記録による保存）

第四条 民間事業者等は、書面保存等情報通信技術利用条例第三条第一項の規定により、書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行うときは、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。

一 作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもって調製するファイルにより保存する方法

二 書面に記載されている事項をスキヤナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取つてできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

2 民間事業者等は、前項の規定による電磁的記録の保存を行うときは、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形式で、その使用に係る電子計算機その他の機器に表示し、及び書面を作成することができるための措置を講じなければならない。

（書面保存等情報通信技術利用条例第四条第一項の規則等で定める作成）

第五条 書面保存等情報通信技術利用条例第四条第一項の規則等で定める作成は、次に掲げる条例等の規定による書面の作成とする。

一 青森県知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する条例第十四条第一号

二 青森県浄化槽保守点検業者登録条例第十四条

三 青森県地方卸売市場条例第二十条

（電磁的記録による作成）

第六条 民間事業者等は、書面保存等情報通信技術利用条例第四条第一項の規定により、書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行うときは、その使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもつ

て調製する方法により行わなければならない。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

青森県統計調査条例施行規則をここに公布する。

平成二十一年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第七号

青森県統計調査条例施行規則

（趣旨）

第一条 この規則は、青森県統計調査条例（平成二十一年三月青森県条例第十二号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第二条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

（特定統計調査）

第三条 条例第二条第二項の規則で定める統計調査は、青森県水産業統計調査（県内の水産業の実態を明らかにすることを目的とする統計調査をいう。）とする。

（身分証明書）

第四条 条例第六条第二項に規定する身分を示す証明書は、別記様式による。

（結果等に関する公表事項）

第五条 条例第七条第一項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 調査の目的

二 調査対象の範囲

三 報告を求めた事項及びその基準とした期日又は期間

四 報告を求めた者

五 報告を求めるために用いた方法

六 調査の結果における用語の定義その他の調査の結果の利用に際し参考となるべき事項

(調査票情報の提供を受けることができる者)

第六条 条例第十条第一号の規則で定める者は、会計検査院、地方独立行政法人、地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社とする。

(公益性を有する統計の作成等)

第七条 条例第十条第二号の規則で定める統計の作成等は、次に掲げる統計の作成等であつて、調査票情報を適正に管理するために必要な措置が講じられているものとする。

- 一 行政機関等又は前条に規定する者(以下「公的機関」という。)が、これらの者以外の者に委託し、又はこれらの者以外の者と共同して行う調査研究に係る統計の作成等
- 二 その実施に要する費用の全部又は一部を公的機関が公募の方法により補助する調査研究に係る統計の作成等
- 三 統計法(平成十九年法律第五十二号)第二条第一項に規定する行政機関の長又は地方公共団体の長その他の執行機関が、その政策の企画、立案、実施又は評価に有用であると認める統計の作成等その他特別な事由があると認める統計の作成等

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

別記様式(第4条関係)

表

	第 号
<b>身 分 証 明 書</b>	
写 真	特定統計調査の名称
	職氏名
	年 月 日 生
	上記の者は、青森県統計調査条例第6条の規定により立入検査をする職員であることを証明する。
	有効期限 年 月 日
年 月 日 発行	(身分証明書発行者) 印

裏

<b>青森県統計調査条例(抜粋)</b>	
(立入検査等)	
第6条 知事等は、その行う特定統計調査の正確な報告を求めるときは、当該特定統計調査の報告を求められた者に対し、その報告に関し資料の提出を求め、又はその統計調査員その他の職員に、必要な場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。	
2 前項の規定により立入検査をする統計調査員その他の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。	
3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。	
(罰則)	
第13条	
4 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。	
(3) 第6条第1項の規定による資料の提出をせず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは回避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者	

注 用紙の大きさは、日本工業規格B8横長とする。

青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第八号

青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例施行規則（平成十七年四月青森県規則第四十三号）の一部を次のように改正する。

第四条中「別表第十六号」を「別表第十三号」に改める。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

青森県特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第九号

青森県特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則

青森県特定非営利活動促進法施行細則（平成十年十月青森県規則第九十七号）の一部を次のように改正する。

第十七条を第二十一条とし、第十六条を第十七条とし、同条の次に次の三条を加える。

（電磁的記録による備置きの方法等）

第十八条 条例第二十一条第二項の規則で定める方法は、次のいずれかの方法とする。

- 一 作成された電磁的記録（民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第四十九号）第二条第四号に規定す

る電磁的記録をいう。以下同じ。）を特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもって調製するファイルにより備え置く方法

二 書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取つてできた電磁的記録を特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより備え置く方法

2 特定非営利活動法人は、条例第二十一条第二項及び前項の規定による電磁的記録の備置きを行うときは、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形式で、その使用に係る電子計算機その他の機器に表示し、及び書類を作成することができるための措置を講じなければならない。

（電磁的記録による作成の方法）

第十九条 条例第十二条第二項の規則で定める方法は、特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法とする。

（電磁的記録による閲覧の方法）

第二十条 条例第十三条第二項の規則で定める方法は、電磁的記録に記録されている事項を特定非営利活動法人の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は当該事項を記載した書類を閲覧に供する方法とする。

第十五条を第十六条とし、第十四条を第十五条とし、第十三条を第十四条とする。

第十二条中「第七条」を「第八条」に改め、同条を第十三条とし、第十一条を第十二条とする。

第十条中「第六条」を「第七条」に改め、同条を第十一条とする。

第九条第二項第一号中「第四条第二項第一号」を「第五条第二項第一号」に改め、同項第二号中「第四条第二項第二号」を「第五条第二項第二号」に改め、同条を第十条とする。

第八条を第九条とし、第七条を第八条とし、第六条を第七条とし、第五条の次に次の一条を加える。

（社員の表決に係る電磁的方法）

第六条 法第十四条の七第三項の電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法は、次に掲げる方法とする。



一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法  
2 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

第三号様式中「第9条」を「第7条」に改める。

第四号様式中「第7条」を「第8条」に改める。

第五号様式中「第8条」を「第9条」に改める。

第六号様式中「第9条」を「第10条」に改める。

第七号様式中「第10条」を「第11条」に改める。

第八号様式及び第九号様式中「第11条」を「第12条」に改める。

第十号様式中「第12条」を「第13条」に改める。

第十一号様式中「第13条」を「第14条」に改める。

第十二号様式中「第14条」を「第15条」に改める。

第十三号様式中「第15条」を「第17条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県小規模水道規制条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第十号

青森県小規模水道規制条例施行規則の一部を改正する規則

青森県小規模水道規制条例施行規則（昭和四十八年五月青森県規則第三十六号）の一部を次のように改正する。

第三号様式の欄中「書類」の次に「（これらの作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がなされている場合における当該電磁的記録を含む。）」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県職業能力開発促進法関係手数料の徴収等に関する条例に規定する実技試験に係る技能検定試験受験手数料の額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第十一号

青森県職業能力開発促進法関係手数料の徴収等に関する条例に規定する実技試験に係る技能検定試験受験手数料の額を定める規則（平成十二年三月青森県規則第十一号）の一部を次のように改正する。

青森県職業能力開発促進法関係手数料の徴収等に関する条例に規定する実技試験に係る技能検定試験受験手数料の額を定める規則（平成十二年三月青森県規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第一項の表中、「工業彫刻」、「家庭用電気治療器調整」、「ほつろう加工」及び「浴槽設備施工」を削り、「一万五千七百円」を「一万六千五百円」に、「一万三千円」を「一万三千七百円」に、「一万五千五百円」を「一万二千五百円」に改め、第二項中「大学、高等専門学校若しくは特別支援学校」を「特別支援学校、大学若しくは高等専門学校」に、「第八十二条の二」を「第二百二十四条」に、「第八十三条第一項」を「第三百三十四条第一項」に改め、同項の表中「建具製作」の下に「紙器・段ボール箱製造」を、「石材施工」の下に「パン製造」を、「左官」の下に「ブロック建築」を加え、「一万五百円」を「一万千円」に、「八千七百円」を「九千五百円」に、「七千七百円」を「八千五百円」に改める。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

青森県職業能力開発校及び障害者職業能力開発校条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第十二号

青森県職業能力開発校及び障害者職業能力開発校条例施行規則の一部を改正する規則

青森県職業能力開発校及び障害者職業能力開発校条例施行規則（昭和三十三年十月青森県規則第百十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一号の表青森県立青森高等技術専門校の項中

造園科	一年	一五人
建築科	一年	二〇人

を 造園科 に改め、同

表青森県立弘前高等技術専門校の項中

短期課程	造園科	一年	一五人
------	-----	----	-----

を

短期課程	造園科	一年	一五人
	配管科	一年	二〇人

に改め、同

表青森県立弘前高等技術専門校つがる校の項を削り、同表青森県立八戸工科大学の項

機械系機械システム工学科	二年	二〇人
機械系機械システム工学科	二年	一五人

を に

メカトロニクス系制御システム工学科	二年	二〇人
-------------------	----	-----

を

メカトロニクス系制御システム工学科	二年	一五人
-------------------	----	-----

に改め、同

表青森県立八戸工科大学三沢校の項を削り、別表第二号の表青森県立障害者職業訓練校の項中

電気・電子系電子機器科	一年	一〇人
印刷・製本系製版科	一年	一〇人
オフィスビジネス系事務科	一年	一〇人

を

印刷・製本系製版科	一年	一五人
オフィスビジネス系OA事務科	一年	一五人

に改める。

第一号様式の注の5及び第三号様式の注の1中「及び」を「」に改める。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

青森県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第十三号

青森県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則

青森県農業改良資金貸付規則（昭和三十一年十月青森県規則第七十号）の一部を次のように改正する。

第三条第三号八中「青森県農業大学校又は」を削る。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

青森県農業経営負担軽減支援資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月二十五日

青森県規則第十四号

青森県知事 三 村 申 吾

青森県農業経営負担軽減支援資金利子補給規則の一部を改正する規則

青森県農業経営負担軽減支援資金利子補給規則（平成十三年十二月青森県規則第九十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号イ③中「青森県農業大学校又は」を削る。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

青森県駐留軍従業員等健康福祉センター規則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十一年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第十五号

青森県駐留軍従業員等健康福祉センター規則を廃止する規則

青森県駐留軍従業員等健康福祉センター規則（平成十七年四月青森県規則第五十一号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

青森県農業大学校規則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十一年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第十六号

青森県農業大学校規則を廃止する規則

青森県農業大学校規則（昭和三十九年九月青森県規則第八十三号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

青森県種畜貸付条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十一年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第十七号

青森県種畜貸付条例施行規則を廃止する規則

青森県種畜貸付条例施行規則（昭和三十六年二月青森県規則第十六号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

青森県種畜転貸規則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十一年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第十八号

青森県種畜転貸規則を廃止する規則

青森県種畜転貸規則（昭和二十六年十一月青森県規則第九十五号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

訓

令

青森県訓令甲第二号

庁 中 一 般

各 出 先 機 関

職員の日額旅費支給規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

職員の日額旅費支給規程の一部を改正する訓令

職員の日額旅費支給規程（昭和三十六年八月青森県訓令甲第二十五号）の一部を次のように改正する。

別表中「六、一四〇円」を「六、一〇〇円」に、「六、〇五〇円」を「五、九三〇円」に、「五、九四〇円」を「五、八六〇円」に、「五、八一〇円」を「五、七七〇円」に、「二、三四〇円」及び「二、三五〇円」を「二、四五〇円」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十一年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第三号

庁 中 一 般  
各 出 先 機 関

漁ろう手当支給規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成二十一年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

漁ろう手当支給規程を廃止する訓令

漁ろう手当支給規程（昭和三十一年二月青森県訓令甲第二号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成二十一年四月一日から施行する。

（発行所・発行人）  
青森市長島二丁目一番一号  
青 森 県

（印刷所・販売人）  
青森市第一問屋町二丁目番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭